

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第109号 「地縁による団体」の告示事項の変更
.....（市民協働推進課）…2
- 告示第110号 市道路線の区域の変更（建設総務課）…2
- 告示第111号 市道路線の供用の開始（建設総務課）…2
- 告示第112号 市道路線の区域の変更（建設総務課）…2
- 告示第113号 市道路線の供用の開始（建設総務課）…2

公 告

- 公告第64号 宇治市源氏物語ミュージアムにおけるキャッシュ
レス決済導入業務に係る一般競争入札（博物館管理課）…3

教 育 委 員 会

- 規則第2号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する
規則 4

監 査 委 員

- 公表第12号 定期監査の結果の報告 5
- 公表第13号 定期監査の結果に基づく措置の通知 5
- 公表第14号 定期監査の結果の報告 6

公 営 企 業

- 公告第26号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し
..... 6

告 示

宇治市告示第109号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、広岡谷町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

令和6年4月21日

宇治市告示第110号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月4日から14日間

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
新成田 新中ノ 荒線	伊勢田町新中ノ荒26番地の3	前	5.1	26.2	
	伊勢田町新中ノ荒26番地の3		～10.0		
	伊勢田町新中ノ荒26番地の3	後	5.8	25.8	
	伊勢田町新中ノ荒26番地の3		～11.2		
南山蔭 田線	伊勢田町中ノ荒60番地の13	前	8.4	43.5	
	伊勢田町新中ノ荒26番地の3		～9.0		
	伊勢田町中ノ荒60番地の13	後	9.0	43.5	
	伊勢田町新中ノ荒26番地の3				
大久保 町17 号線	大久保町北ノ山16番地の8	前	3.1	7.8	
	大久保町北ノ山17番地の4（右）		～4.2		
	大久保町北ノ山16番地の8				

大久保町北ノ山17番地の4（右）	後	6.0	7.8	
------------------	---	-----	-----	--

宇治市告示第111号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月4日から14日間

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
新成田新中ノ荒線	伊勢田町新中ノ荒26番地の3 伊勢田町新中ノ荒26番地の3	令和6年10月4日
南山蔭田線	伊勢田町中ノ荒60番地の13 伊勢田町新中ノ荒26番地の3	令和6年10月4日

宇治市告示第112号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月4日から14日間

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
五 ケ 庄 5 2 号 線	五ケ庄戸ノ内 3 5 番地の 2	前	0 . 6	3 0 . 1	
	五ケ庄戸ノ内 3 4 番地の 1 (右)		～ 6 . 0		
	五ケ庄戸ノ内 3 5 番地の 2	後	0 . 8	3 0 . 1	
	五ケ庄戸ノ内 3 4 番地の 1 (右)		～ 6 . 9		
槇 島 町 1 0 2 号 線	槇島町外 1 番地の 1 4	前	4 . 6	2 0 . 0	
	槇島町外 1 番地の 1 8	後	4 . 6 ～ 6 . 0	2 0 . 0	
	槇島町外 1 番地の 1 4				
	槇島町外 1 番地の 1 8				
槇 島 町 1 2 8 号 線	槇島町大幡 2 3 番地の 1	前	2 . 3	2 . 0	
	槇島町大幡 2 5 番地の 7	後	6 . 0	2 . 0	
	槇島町大幡 2 3 番地の 1				
	槇島町大幡 2 5 番地の 7				
槇 島 町 1 6 9 号 線	槇島町大幡 2 9 番地の 5	前	5 . 0	3 4 . 1	
	槇島町大幡 2 9 番地の 7	後	6 . 5	3 4 . 1	
	槇島町大幡 2 9 番地の 1 8				
	槇島町大幡 2 9 番地の 5				

宇治市告示第113号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年10月4日から14日間

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄5 2号線	五ヶ庄戸ノ内35番地の2 五ヶ庄戸ノ内34番地の1（右）	令和6年10月4 日
横島町1 02号線	横島町外1番地の14 横島町外1番地の18	令和6年10月4 日
横島町1 28号線	横島町大幡23番地の1 横島町大幡25番地の7	令和6年10月4 日
横島町1 69号線	横島町大幡29番地の18 横島町大幡29番地の5	令和6年10月4 日

公 告

宇治市公告第64号

宇治市源氏物語ミュージアムにおけるキャッシュレス決済導入業務に係る一般競争入札について

宇治市源氏物語ミュージアムにおけるキャッシュレス決済導入業務について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- 件名 宇治市源氏物語ミュージアムにおけるキャッシュレス決済導入業務
- 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 設置場所 宇治市源氏物語ミュージアム

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。

- 1つの事業者が単独で参加する場合の要件
 - 法人格を有している者であること。
 - 日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。
- 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
 - コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、当該一般競争入札への申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - 代表事業者は、法人格を有している者であること。
 - 構成事業者のうち1者以上は、日本国内で同種・類似する業務の実績を1件以上有すること。
 - 単独事業者が、コンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - 構成事業者はコンソーシアム協定書を締結すること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続

き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 宇治市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

- 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

3 入札実施要領等の配付

- 配付期間 令和6年10月7日から同月15日まで（日曜日、祝日及び休館日を除く。）
- 配付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 配付場所 宇治市源氏物語ミュージアム地下階 宇治市教育部博物館管理課事務室（宇治市宇治東内45-26） ※宇治市ホームページからもダウンロード可

4 配付書類

- 入札説明書（実施要領）
- 参加表明書
- 実績調書
- コンソーシアム構成表
- 仕様書等に関する質問書

4 入札参加資格の確認申請

- 提出期間 令和6年10月7日から同月15日まで（日曜日、祝日及び休館日を除く。）
- 申込時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- 申込場所 宇治市源氏物語ミュージアム地下階 宇治市教育部博物館管理課事務室
- 提出書類 参加表明書及び参加表明書に記載の書類

5 質疑回答

1 提出方法

入札実施要領に対する質疑がある場合は、(2)の提出先に仕様書等に関する質問書にて電子メールで送信し、メール送信後、受信確認のために電話をすること。

2 提出先

宇治市教育部博物館管理課

メールアドレス hakubutsukankanrika@city.uji.kyoto.jp

電話番号 0774-39-9300

3 質疑の受付期間

令和6年10月7日から同月15日まで（日曜日、祝日及び休館日を除く。）

4 回答

回答については、令和6年10月16日までに宇治市ホームページに掲載する。

6 入札参加証の交付日

令和6年10月16日

7 入札期間等

1 入札期間

令和6年10月23日午前10時30分から午前11時まで

2 入札場所

宇治市源氏物語ミュージアム地下階 宇治市教育部博物館管理課事務室

3 持参品（エ及びオは、代理人が入札する場合に必要な）

- 入札参加証
- 入札書

必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること（郵送等不可）。

ウ 本人確認書類（自動車運転免許証、パスポート、健康保険証等）の原本

エ 委任状（法人の役員又は社員が入札に参加する場合）

オ 社員証、商号が記載された保険証、給与支払証明書等（写し可）委任者と受任者との関係が確認できる書類（名刺は不可）

(4) 留意事項

ア 入札書への記名押印は代表者によるものとする。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札の日時までに、辞退書を本市に提出すること。提出方法は、持参又は郵送とする。ただし、郵送については開札日の前日までに到達するものに限る。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

エ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合は、本市は責任を負わない。

オ 入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によるので、熟読すること。

8 開札日時等

(1) 開札日時

令和6年10月23日 午前11時

(2) 開札場所

宇治市源氏物語ミュージアム 名誉館長室

(3) 開札方法

開札は、入札者立会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

なお、開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者が行った入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読できない入札

(3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(5) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

(7) 指定の期日までに提出しなかった入札

(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(9) 委任状の提出のない代理人のした入札

(10) 予定価格を超える金額を記載した入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

10 再度入札

落札者が決定しないときは、日時を改めて再度入札を行う。この場合において、宇治市は、入札参加者に対し再度入札を行う旨を直ちに連絡するものとする。

なお、再度入札は1回のみ行う。

11 落札者

落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（その者が2以上あるときは、くじにより決定した者）とし、入札立会者全員に落札者の商号及び落札金額を発表する。

12 契約書の作成

一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わす。

13 予定価格

本件の予定価格は、100,000円（税込）とする。

14 開札結果の公表

開札結果は、落札者の商号及び落札金額を宇治市ホームページ上で公表する。また、入札者全員の商号及び入札金額についても併せて公表する。

15 開札後のスケジュール

項目	時期
細部協議	令和6年10月下旬
契約締結	令和6年10月下旬
事業開始	令和6年11月上旬

16 その他

1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び入札実施要領に定めるところによる。

なお、1から15までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市教育部博物館管理課

郵便番号 611-0021

所在地 宇治市宇治東内45-26

電話番号 0774-39-9300

教育委員会

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年9月10日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第2号

宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センター規則（平成11年宇治市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

第4条第1項本文中「者」を「者（以下「申請者」という。）」に、「）を」を「。以下「使用許可申請書」という。）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第4項本文中「、第1項の申請書」を「、使用許可申請書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第1項の申請書」を「使用許可申請書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の申請書」を「使用許可申請書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（宇治市教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用す

る方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第5条中「、前条第1項の申請書」を「、使用許可申請書」に、「」を「。以下「使用許可書」という。）を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、前条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第6条第1項中「」を「。以下「使用取消・変更許可申請書」という。）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に、「」を申請者を「。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、使用者が、第2項の規定により使用の取消し又は許可された事項の変更の申請をしたときは、使用取消・変更許可書の交付を省略することができる。

第6条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、電子情報処理組織を使用する方法により使用の取消し又は許可された事項の変更の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用取消・変更許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第8条中「、第5条又は第6条第3項の規定による許可書」を「、使用許可書又は使用取消・変更許可書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合又は第6条第5項ただし書の規定により使用取消・変更許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書又は使用取消・変更許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもってこれに代えるものとする。

第13条中「から第7条までの規定」を「及び第3条」に、「、第8条」を「、第4条中「教育長」とあり、及び「宇治市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条までの規定中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項」に、「、第9条第1項第7号」を「、同条第2項中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第9条第1項第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年9月19日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

消防本部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

危険物規制事務手数料収入状況（予防課）

委託料支出状況（消防総務課、警防救急課、指揮指令課）

工事請負費支出状況（消防総務課）

備品管理状況（消防本部・各消防署）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、消防本部における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年5月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年6月19日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 消防総務課

(1) 委託料支出状況

支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

。

(2) 工事請負費支出状況

適正に処理されていた。

2 予防課・消防総務課

(1) 危険物規制事務手数料収入状況

適正に処理されていた。

3 警防救急課・消防総務課

(1) 委託料支出状況

支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

。

4 指揮指令課・消防総務課

(1) 委託料支出状況

適正に処理されていた。

5 消防本部・各消防署

(1) 備品管理状況

適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年9月19日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

1 監査の結果を公表した日

令和6年9月19日（宇治市監査委員公表第12号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 消防本部 消防総務課

監査期間 令和6年5月1日～令和6年6月19日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為確認の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、課内全員で事務手順書の再確認を行うことで事務手順を明確にして、適切な時期に支出負担行為確認を行うこ

		としました。
--	--	--------

監査対象 消防本部 警防救急課・消防総務課
監査期間 令和6年5月1日～令和6年6月19日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	支出負担行為確認の遅れについては、事務手順が明確でなかったことが原因であったため、課内全員で事務手順書の再確認を行うことで事務手順を明確にして、適切な時期に支出負担行為確認を行うこととしました。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年9月19日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

市長公室の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

広告料収入状況（秘書広報課）

報償費支出状況（職員厚生課）

委託料支出状況（秘書広報課、人事課、職員厚生課）

負担金支出状況（職員厚生課）

補助金支出状況（秘書広報課）

備品管理状況（秘書広報課、人事課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、市長公室秘書広報課、人事課、職員厚生課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年6月3日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年7月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 秘書広報課

（1）広告料収入について

適正に処理されていた。

（2）委託料支出状況について

適正に処理されていた。

（3）補助金支出状況について

適正に処理されていた。

（4）備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 人事課

（1）委託料支出状況について

適正に処理されていた。

（2）備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 職員厚生課

（1）報償費支出状況について

適正に処理されていた。

（2）委託料支出状況について

適正に処理されていた。

（3）負担金支出状況について

適正に処理されていた。

（揭示済）



宇治市上下水道事業公告第26号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定により、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和6年10月4日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第424号 株式会社広嘉